

# 放射線測定器を貸し出しています

平成 24 年 4 月

清川村は、村民皆さんの安全・安心の村づくりを目指し、さまざまな取り組みをしてきました。

平成 21 年 9 月には、「防災ハザードマップ」を全世帯に配布したほか、「洪水ハザードマップ」を関係地区世帯へ配布しています。また、住民皆さんにもご協力いただき、毎年実施している防災訓練などを通して、自助・共助への取り組みもしていただきました。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災により被災した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、清川村も放射線測定器を購入し、6 月から村内 10 カ所の空間放射線量の調査を実施してきました。この調査結果は、役場庁舎内に掲示するとともに、ホームページなどで公表してきています。

村は、平成 23 年 12 月から乳幼児・児童・生徒の保護者の皆さんをはじめ事業者など、放射線が不安な方に対して、村が保有する放射線測定器を無料で貸し出しています。



村が貸し出ししている測定器

- 貸出台数 1 台
- 貸出期間 月曜日から日曜日の間の 1 日  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 貸出機器 RDS-30(写真上)
- 貸出料金 無料
- 貸出場所 総務課(役場庁舎 2 階) \* 休日は宿日直室となります。
- 貸出方法 放射線測定器貸出申請書による  
(健康保険証や運転免許証など本人確認できる書類の提示が必要です)
- 注意事項
  - ・放射線測定器は、大気中の空間放射線量を測定するものです。土壌や水などの放射性物質の含有や農作物などに付着した放射性物質の特定をするものではありません。
  - ・放射線測定器は、簡易測定器です。測定結果は、参考値としてください。
  - ・放射線測定器は、他人に譲渡することや貸し出しは禁止です。
  - ・放射線測定器は、村内での使用に限ります。また、営利目的や使用目的以外への使用は禁止です。
  - ・放射線測定器は精密機械ですので、損傷しないよう十分注意してください。
  - ・不注意などにより放射線測定器を損傷または紛失した場合、修繕費などを補償していただくことがあります。

次のページには今までの貸し出し実績が掲載されています。

事務担当は、総務課防災交通係  
電話 288-1212(直通)

# 放射線測定器の貸し出し実績

清川村は、平成 23 年 12 月から乳幼児・児童・生徒の保護者の皆さんをはじめ事業者など、放射線が不安な方に対して、村が保有する放射線測定器を無料で貸し出しています。そこで、今までに貸し出しされた放射線測定器の実績を報告します。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

年度	回数
平成 24 年度 (平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)	10
平成 23 年度 (平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月)	7
合計	17

事務担当は、総務課防災交通係  
電話 288-1212 (直通)